

徳島県企業管理規程第十一号

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県企業局長 上 田 輝 明

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十六中「期間」の下に「（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの特別休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあつては、六月から十月までの期間）」を加える。

附 則

この規程は、令和六年一月一日から施行する。